

令和7年度 県立自然公園満喫周遊スタートアップ支援事業 募集要領

県立自然公園満喫周遊スタートアップ支援事業に応募申請するものは、この要領に基づき、応募するものとする。

なお、補助金等に係る細部事項は、知事が別に定める。

1 募集対象事業

募集の対象となる事業は以下のとおりとする。

- (1) 県立自然公園及びその周辺の利用増進に資する施設等の受入環境整備で、次の取組に該当するもの
 - ア 公園利用者の長時間の滞在につながるもの
 - イ 公園利用者の誘客につながるもの
 - ウ 自然環境の保護や環境美化につながるもの
 - エ 快適な利用環境の確保につながるもの
- (2) 県立自然公園の魅力を生かした自然体験等の利用促進で、次の取組に該当するもの
 - ア 自然体験の開発・提供につながるもの
 - イ 質の高い自然体験等の提供につながるもの
 - ウ 公園内の周遊案内につながるもの
 - エ 自然環境の保護につながるもの

2 定義

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

「県立自然公園」とは、次の公園をいう。

- (1)吹上浜金峰山県立自然公園
- (2)坊野間県立自然公園
- (3)阿久根県立自然公園
- (4)藺牟田池県立自然公園
- (5)川内川流域県立自然公園
- (6)高隈山県立自然公園
- (7)大隅南部県立自然公園
- (8)トカラ列島県立自然公園
- (9)薩南海岸県立自然公園
- (10)みしま県立自然公園

3 適用除外事業

「1」の要件を満たす場合でも、次に該当する事業は応募できないものとする。

- (1) 当該事業で実施する整備等について、既に他の機関から補助・助成等を受けている、又は受ける見込みであるもの
- (2) 単一の事業者の一般運営管理に関するもの
- (3) 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの
- (4) 暴力団又はこれに準ずる団体に関わっていると認められるもの
- (5) その他「県立自然公園満喫周遊スタートアップ支援事業」としてふさわしくないと認められるもの

4 事業期間

交付決定日から令和8年3月末日までに完了できるものであること。

5 申請者の応募要件

県立自然公園内の受入環境の整備や新たな自然体験活動の立ち上げに取り組む、鹿児島県内に主たる事務所又は活動拠点を有する団体で、次の要件をすべて具備しているものとする。

- (1) 自ら企画した事業を県立自然公園内及びその周辺で実践できること
- (2) 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること
- (3) 補助金の使途に係る条件遵守が確実であること
- (4) 営利を主たる目的としないこと
- (5) 団体の役員等が「鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例」で規定する暴力団員等でないこと及びその経営に実質的に関与していないこと

6 補助対象経費

補助対象となる経費は次表のとおりとする。

補助対象経費	
項目	区分・内容
報償費	○講師・専門家等への謝金(総額：2万円以内)
需用費	○消耗品費(事務用品、案内板(看板)等に係る経費) 例：イベント実施時に誘客のための看板制作にかかる経費 ○修繕費(利用増進に資する備品用品等の一部を修理・補修する経費) 例：活動団体が保有するテントやテーブル、イスなどの備品修理にかかる経費 ○燃料費(快適な利用環境整備に伴い使用する車両・機材等の燃料に係る経費) 例：草刈り機や支障木撤去時のチェーンソーなどの燃料にかかる経費 ○印刷製本費(公園利用者の誘客チラシ等の作成や資料の印刷等に係る経費)
役務費	○保険料(事業実施に係る傷害保険) ○郵便料、手数料
委託料	○委託費 (利用増進に資する施設等の受入環境整備に係る経費) 例：イベントスペースの簡易な整地や転石除去、芝刈り等に係る経費 (自然体験等の利用促進に伴う運営委託等に係る経費) 例：エコツアーガイド等の育成
使用料・賃借料	○会場費(飲食に係る経費は対象外) ○車両・機材等借料 例：伐採後の木くずなどの運搬に必要な車両の借り上げ等に係る経費
備品購入費	○利用増進に資する施設等の受入環境整備の実施に必要な備品の購入に係る経費 (自然公園内の日中滞在時間の延長に寄与する簡易テーブル、ベンチ、パラソル等に係る経費) (自然公園内の夜間滞在時間の延長に寄与する照明器具、プロジェクター等に係る経費)
負担金	○事業実施に係る研修参加等の経費 (総額：2万円以内)
旅費	○講師の招聘にかかる経費 ○事業実施に係る取組事例視察等にかかる経費

7 補助率及び補助金額

補助率は補助対象経費の10/10以内とする。ただし、1事業の補助金額は50万円以内とする。

8 応募方法

「県立自然公園満喫周遊スタートアップ支援事業応募申請書」（様式1）及び経費内訳書（様式2）によるものとする。

なお、追加資料を求められた場合は、それに応じるものとする。

9 公募期間

令和7年5月7日（水）から令和7年6月9日（月）

10 応募先

鹿児島県環境林務部自然保護課自然公園係へ提出する。

11 採択の決定及び通知

応募申請書等を選定委員会で審査のうえ補助対象事業者を決定し、選定結果を応募申請者に通知する。

なお、県は補助金の適切な交付を行うために必要があると認めた場合は、当該応募申請内容に修正を加え、又は条件を付すことができるものとする。

12 県立自然公園満喫周遊スタートアップ支援事業の選定等

当事業は事業選定委員会を実施し、実施基準を満たした各種団体毎に、次の項目について評価し、補助対象事業を選定する。

- (1) 事業内容は優れているか
- (2) 事業内容は目的に則したものであるか
- (3) 事業計画の内容が具体的で実現可能か
- (4) 事業経費が利用人数や内容等から判断して適切かつ妥当なものか
- (5) 県立自然公園の利用促進につながるものであるか
- (6) 事業内容と期待される効果の関係性が整合するものか

13 その他

参考資料の徴収について、積算単価の根拠となるカタログや見積書の写し等を参考資料として求める場合がある。